# 第49号

### 平成30年7月15日発行 社会福祉法人アムネかつしか

amener[amne]



《 目 次 ≫

• 法人本部事務局より

- $\cdots (1) (2)$
- 【特集 1】新しい障害福祉サービス紹介します。…<br/>
  ③ ④
- 【特集 2】 就労系サービス紹介します。
- ...(5) (6)
- ちょっと読んでみませんか?・編集後記 ...(7)
- ●就労継続支援(B型) 地域活動支援センター 【あすなろの家】03-3674-2560 〒124-0024 葛飾区新小岩3-20-6
- ●就労継続支援(B型) 【第2あすなろの家】 03-5698-8293 〒124-0005 葛飾区宝町 2-2-27
- ●就労継続支援(B型)

【さくらハウス】03-3627-3473 〒125-0051 葛飾区新宿2-11-11 コイズミハイツ101

●就労移行支援·就労継続支援(B型)

【ビ オ ラ】03-6410-6147 〒125-0051 葛飾区新宿 3-9-11

- ●共同生活援助 通過型グループホーム 【グループまどか】03-4291-2781 〒125-0054 葛 区 砂 2
- ●共同生活援助 通過型グループホーム 【グループまどかⅡ】03-4291-7049 〒125-0053 葛 飾 区 2
- ●地域活動支援センター・相談支援事業 ン] 03-5876-6320 〒125-0051 葛飾区新宿3-9-11
- ●地域活動支援センター・相談支援事業 <103-5654-6702 (も 〒124-0011 葛飾区四つ木4-11-8

# 法人本部事務局より



梅雨の晴れ間の青空は、すっかり夏色になりました。新年度が始まって早3ヶ月、新しい環境、メンバーに囲まれ、新鮮な気持ちでスタートした方もそろそろ慣れてきた頃でしょうか。

さて、5 月に決算理事会、定時評議委員会を行いました。その中でも報告された各事業所の様子をお伝えします。

ビオラの就労移行事業は、利用者7名中6名の方が就職されました。移行事業所の一般就労率の平均が25%である中で、昨年の実績は就職希望者の期待に応える事ができました。主な就職先は高齢者施設の清掃、大手企業の事務や清掃業務等です。今後とも就職後の定着支援にも力を入れて行きます。

就労継続B型事業のさくらハウスでは、週1日の参加から利用できるため、希望者が多く、自分のペースに合わせて徐々に参加日数を増やしていける事は地域の精神関係の方に高いニーズがある事を感じています。

同じ継続B型事業の第2あすなろの家では、通常のお弁当の注文が1日160~200個、人気のいなり弁当は500個と、地域のみなさんに支えられながら維持しております。「地域の弁当屋として」美味しいお弁当を提供する仕事を誇りに、利用者さんも厨房、配達と日々頑張っています。

あすなろの家では、平均工賃を大幅に UP する事ができました。区から受託している企業内就労訓練事業のミマスクリーン、自転車リサイクル事業では高い作業能力が求められ、仕事に対する意識の高い方が力を存分に発揮でき、福祉的就労環境において働く事が生活の主となる方の支えとなっています。

グループまどか、まどかIIは、一人ひとりの生活に寄り添った丁寧な支援を提供でき、アパートー人暮らしへと卒業し空室が出る前から複数の問い合わせをいただいています。今年度はまどかIIのサテライトの部屋を増やし受け入れを増やしていける様検討しているところです。

地域活動支援センターコパン、もっくでは計画相談の実績と共に、長期入院者の退院 支援である地域移行支援の実績を増やしました。区の第5期障害福祉計画の精神障害者 施策では、地域包括ケアシステムが重点施策になっていますので、地域に戻りたいと願 う精神科入院中の方の地域生活移行のために、引き続き関係機関との連携を密にし、支 援をしていきたい考えです。

法人全体では平成 27 年度より人材育成のために改革した「人事考課制度」の運用を開始しました。研修体系を取り入れ今後も質の高い支援を提供できる人材の育成に取り組んで行きます。また昨年度はリスクマネジメント委員会を発足したり、専門家を入れ情報管理のルール化を図ったり等、職員の働く環境整備にも取り組んでいます。

今年度、アムネの事業においては、4 月からの報酬改定や国の新事業に合わせて準備 や検討を進めています。法人理念に基づき、地域の課題に目を向け、一人ひとりのニー ズに合った支援を行っていきます。

(業務執行理事 大矢 由紀子)

この度、法人理念を基に、管理者で検討していた「私たちの7つの役割」が完成しました。

### アムネかつしか『私たちの7つの役割』

### 法人理念



- 利用者一人ひとりが地域で自分らしく生活できるよう支援します
- 家族が地域で孤立すること無く人生を楽しみ、社会との繋がりを感じながら暮 らせるよう支援します
- 地域社会に常に働きかけ、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します

### 私たちの7つの役割



### 安心して暮らせる地域

利用者と家族だけで悩み孤立しないよう、感情の共有・共感ができる場や情報の 提供、新たな資源の開発により、安心した生活が送れるよう支援します。



### 向き合い、自分を研く

相手の悩みにしっかり向き合い、専門職として必要な知識やスキル、社会性を身に 着け、向上心とセルフコントロールを常に意識しながら日々の業務に臨みます。



### **憩いと思いを形にする**

一人ひとりの意思を尊重し、高い専門性に裏付けられた支援を通じて、利用者が自 己決定・自己実現できるような環境を提供します。



### 風诵しのいい職場

自分の考えに固持することなく、仲間からの助言にも耳を傾けながら、"どうしたら よいか"を皆で考えられる風通しのいいチームづくりに努めます。



### つながる、つなげる

地域イベントへの参加や行事の企画開催、日々の作業等を通じて、地域とのつな がりを積極的に持つようにします。



### 障害福祉の専門職

障害者支援に係わる福祉専門職として、講演会の開催や福祉ニーズの掘り起し、 協力者の拡大に意欲的に取り組みます。



### 関係機関とのチームアプローチ

関係機関とも顔の見える関係性や連絡体制を日頃からつくり、必要な時に必要な 支援ができるようにチームアプローチを実現します。



### 【特集1】新しい障害福祉サービス紹介します。

障害者自立支援法を経て平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法は、施行3年後の見直しを踏まえ、平成 28 年 5 月改正、平成 30 年 4 月に施行されました。

今回の改正は、1. 障害者の望む地域生活の支援、2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備の3つを柱としており、主な改正内容の中から『就労定着支援』、『自立生活援助』という新たなサービスについてご紹介します。

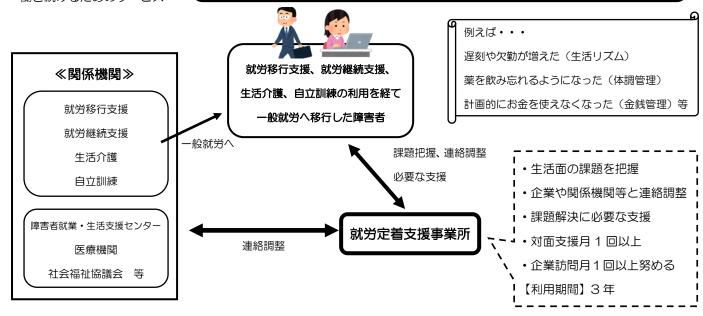
#### ◎就労定着支援

~働き続けるためのサービス~

-般就労に移行した障害者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう 事業所・家族との連絡調整等の支援を行う

-人暮らしを希望する障害者等について円滑に地域生活を過ごせるよう

定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行う



#### ◎自立生活援助

〜安心して円滑に地域生活を

続けるためのサービス〜

- ・障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域で の一人暮らしに移行した障害者で、生活力等に不安がある者
- ・現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ・障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込め

いため、実質的に一人暮らしと同様であり、自立生活援助によ



例えば・・・

食事・洗濯・掃除等に課題はないか 公共料金や家賃は支払えているか 服薬や通院、睡眠や体調の変化はないか 地域住民との関係は良好か 等

- ・定期的に居宅を月2回以上訪問し 必要な助言や医療機関との連絡調整
- ・相談・要請があった際は、訪問、電話、 メール等による随時の対応

【利用期間】1年

当法人では平成30年3月31日に行われた内部研修で『自立生活援助』を取り上げましたので、以下にご報告します。



### ~法人内部研修『実践から学ぶ自立生活援助』~

平成30年3月31日(土)、かつしかシンフォニーヒルズにて「法人内部研修」を行ないました。 テーマとなる自立生活援助は、平成30年4月1日より施行となる改正障害者総合支援法のなかで新たに創設されるものです。今回の研修には、自立生活アシスタント事業をしている横浜市神奈川区生活支援センターの望月明広さん、伊藤佐恵子さんに講師をお願いしました。望月さんの講義、伊藤さんの事例紹介を経て、グループワークを行いました。今回は家族会の方にもご参加いただき、新たな視点が入ったことで、従来とは違った雰囲気の内容となりました。

## 研修に参加してみて・・・



家族会の方が参加してく ださり、生の声が聞けた のでよかったです。 新しい制度を知る良いきっか けになりました。自立生活援助 のありかた等、理解を深めるこ とができました。



サービスの提供として行っ ていく必要性を感じました。 しっかり持ち帰り、復習しよ うと思います。 サービス内容の中で、既に 行っている内容もあり、身 近なサービスであることを 学びました。



今回の研修では、"「自立生活援助」は日頃から関わっている利用者の方にも身近なサービスである"という意見が多くありました。今後もアムネかつしかでは、新しい制度等の情報を追っていきながら、法人全体で検討を続けていきたいと考えています。

(グループまどか 清水 美香/あすなろの家 田口 辰則)

### 【特集2】就労系サービス紹介します。



### 就労系サービス

### 就労移行支援

### 就労継続支援(A型)

### 就労継続支援(B型)

### 就労定着支援

就労系サービスは、【就労移行支援】【就労継続支援(A型)】【就労継続支援(B型)】があります。また、 就労後の支援として、【就労定着支援】があります。

それぞれの事業形態によって、目的や賃金(工賃)、利用期間等の違いがあり、一人ひとりの目的にあった利用ができます。

今回は、それぞれの事業の違いや事業内容をお伝えしたいと思います。

#### ◎対象者

就労移行支援	就労継続支援(A 型)	就労継続支援(B型)
18歳~65歳未満の方。 一般企業への就労が可能と見込まれる方が対象。	18歳~65歳未満の方。 一般企業への就労が困難な方が対 象。	一般的に年齢制限はなく、高齢になり体力的に就労が難しい場合にも利用可能。 一般企業への就労が困難な方が対象。

### ◎利用期間

就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)
基本2年間。状況により最大3年。	定めなし。	定めなし。

### ◎支援内容

就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)
①生産活動、職業体験等の機会の 提供その他の就職に必要な訓練。 ②求職活動に関する支援。 ③適性に応じた職場の開拓。 ④就職後における職場への定着に 必要な相談等の支援。 ビジネスマナー・コミュニケー ションカ向上の講座・面接の模擬 訓練・PC訓練などが主な内容。	就労支援事業所と正式に雇用契約を結び、雇用契約に基づく生産活動の提供・就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練・その他必要な支援を行う。 雇用契約を結び事により、安定的な収入も得られ、社会保険への加入も義務付けられている。	一人一人の体力・体調や能力に合った活動への参加が可能。 就労の機会の提供及び生産活動の提供・就労に必要な知識及び能力向上の為に必要な訓練・その他必要な支援を行う。 雇用契約は結ばない。

#### ◎賃金・工賃

就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)
就職の為の訓練なので基本的に	雇用契約を結ぶ為、都道府県の 最低賃金は保証される。	雇用契約を結ばない為、その施設
発生しない。但し、施設により支		の活動内容に応じた工賃(手間賃)
払われる場合有。		が支払われる。

#### @自己負担金

収入に応じて、自己負担金(利用料)が発生する場合があります。

金額等は、居住地の市区町村により定めがあり収入に応じて、金額も変わってきます。

低所得、もしくは収入がない方は自己負担金(利用料)はかかりません。

### 就労定着支援



#### 就労定着支援とは?

近年、就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数が増加しています。

一般就労へ繋がった障害を抱えている方が働き続けることを支援する為に、平成 30 年 4 月から 【就労定着支援】という福祉サービスが始まりました。

#### 支援内容

就労定着支援サービスの内容として、障害者が新たに雇用された事業所での就労継続を図る為、

- 相談を通じた生活面の課題の把握
- ・企業、自宅等への訪問や当事者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決 に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援
- 雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の支援
- 1 人で問題を抱え込まずに相談出来るサポート体制 これらが主な支援内容となっています。

### 就労定着支援サービスの利用期間

利用できる期間は最長で3年間となっています。1年ごとに支給決定期間を更新する必要があります。

#### 対象者について

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題 が生じている方が対象となっています。

※「一般就労」とは、企業や公的機関などに就職して、労働契約を結んで働く一般的な就労形態です。それに対して、そのような働き方 が難しい方の就労を総じて「福祉的就労」と呼んでいます。

(さくらハウス 久田 侑紀/第2あすなろの家 草野 恵理)

### ちょっと 読んでみませんか?





「科学者が脳と心をつなぐとき」

糸川昌成/著

出版社:認定 NPO 法人 地域精神保健福祉機構 定価: 1.400 円十税

私が紹介する本は、朝の連続テレビ小説「ひよっこ」で医 療監修者だった糸川昌成先生の著書です。先生は科学者、 医師で、母が当事者でもあります。統合失調症をそれぞれ の視点から描かれています。本の内容は 4 部構成になっ ており、1~2 部は最先端の遺伝子研究に取り組み、統合 失調症の原因の解明をしようとする新しい治療解放の物 語で、研究の苦労が多く書かれています。その先に、統合 失調症の改善に繋がり、症状の苦しみから解放される希望 を持ちました。3~4 部は糸川先生と当事者の母親を含む 家族のリカバリー物語です。母親が統合失調症だったと知 り、受け入れるまでの葛藤、それを周りに打ち明ける難し さと、打ち明けられる環境づくりの大切さを知りました。 どんなことにもまっすぐ向き合う姿勢や、違う立場でも相 手の意見を聞き、尊重していく大切さを教えてくれる感動 の 1 冊です。

(もっく 吉田順一)

### 編集後記



長かった寒い季節も終わり、飛散する花粉と奮闘しながら今度は夏が訪れようとしてい ます。時の流れは早いもので、気が付けば平成も30年!昨今では「平成生まれ」などは 当たり前で、やや肩身が狭く感じつつあります。そのような中、私も昨年5月からアムネ に入職して、早1年。昨年度は新しい環境に適応していくのに必死でしたが、今年度から は実習指導者として、私生活では2歳の娘の父親として、次にバトンを渡して世代交代し ていく時期です。物悲しさもありますが、次の世代の成長を楽しむことで、自身のモチベ ーションに変えていけたらと思います。

今年の夏は一層暑くなるそうですね。何事にもまずは健康が第一です。皆様もお体には 十分気を付けてお過ごし下さい。

(あすなろの家 田口 辰則)